



学校保健安全法により登園が停止される病気は、完治して登園する時、医師の証明書が必要です。（その場合、欠席にならず出席停止扱いとなります）証明書の用紙をお分けしますので、お家で保管し必要なときお使い下さい。また、なくなりましたらお申し出下さい。（丸子幼稚園ホームページからダウンロードもできます）

- 証明書が必要な主な病気（法令が改訂されますと一部内容が変更になる場合があります）
麻しん（はしか）・風しん（三日ばしか）・水ぼうそう・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
百日咳・咽頭結膜熱（プール熱）・結核・髄膜炎菌性髄膜炎等

※上記以外にも出席停止になる病気があります。感染のおそれがある場合には、必ず医療機関を受診し、登園をひかえ、治療後の登園については医師と相談して下さい。

溶連菌感染症は医師の証明書（登園許可証明書）は不要となりました。

インフルエンザによる出席停止については様式が改訂されました。別紙「インフルエンザによる出席停止のお知らせ」にて提出して下さい。

丸子幼稚園

----- キリトリセン -----

登園許可証明書

丸子幼稚園

_____ 組 _____ 番 _____ 氏名 _____

上記の幼児は、下記の疾病で療養中のところ、軽快したので登園して良いことを証明します。

出席停止期間 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

病名 _____

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名

印